

公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団審判資格取得費補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、松山市におけるスポーツのより一層の普及振興及びスポーツ競技大会の円滑な運営に資することを目的に、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が各競技の審判員資格取得に要する経費の一部に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象資格)

第2条 補助の対象となる資格は、国民スポーツ大会の正式競技種目で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) S級、A級など各競技団体が個別に定めるカテゴリの資格を新たに取得した場合
- (2) その他理事長が特に必要と認める場合

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 財団が設置するスポーツ団体振興協議会の加盟団体に所属している個人であること。
- (2) 審判員として、競技スポーツ及び生涯スポーツの普及振興のため、所属団体において活動している者又は活動を望む者であること。
- (3) 松山市在住者であること。

(対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、取得に必要な直接経費で次に掲げる経費とし、その基準は次のとおりとする。

- (1) 負担金（必須科目等の受講料、審判登録料等）
- (2) その他理事長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の第1号に定める額に第2号に定める人数を乗じて得た額とする。

- (1) 1人につき5,000円を上限とし、対象経費が5,000円に満たない場合は、対象経費の額とする。
- (2) 現に取得した者の数

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、理事長に審判資格取得費補助金交付申請書（第1号様式）及び資格取得計画書（第2号様式）を講習会等の開催日の10日前までに提出しなければならない。

2 前項の申請者は、財団が設置するスポーツ団体振興協議会の加盟団体のうち、次の各号のいずれかに該当する代表者とする。

(1) 関係種目団体（ただし、国民スポーツ大会正式競技種目に限る。）

(2) その他理事長が特に必要と認める場合

(補助金の交付決定)

第7条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ交付の可否を決定し、審判資格取得費補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、資格認定が完了した日から1か月以内（ただし、年度末の場合は、翌年度の4月10日まで）に実績報告書（第4号様式）、資格取得者名簿（第5号様式）及び資格取得を証する書類を理事長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、前条の報告書類に添えて審判資格取得計画変更（中止）届（第6号様式）を理事長に提出しなければならない。

(1) 講習会等の受講者数に変更が生じた場合

(2) 講習会等の受講を取り止めた場合

(審査及び交付)

第9条 理事長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第7号様式）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 理事長は、補助事業者又は補助対象者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受け、又は補助金を交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この要領の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。